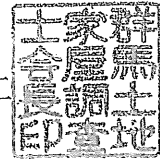


群調発第28号
令和3年4月15日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会
会長 佐藤 栄 二



業務に関する事務連絡

平素から当会の会務運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、定期的に前橋地方法務局（本局）と土地家屋調査士業務に関する事務打合せ会議を行っています。その中で法務局より次のとおり要請がありましたのでご連絡いたします。

<建物滅失登記申出について>

最近、利害関係人からの建物の滅失登記申出が多く、所有権登記名義人（所有者）の住所地に催告書を送っても宛名不在で戻ってこない事象があり、所有者又は相続人が居る可能性があると思われ、登記事務手続きに支障をきたしている。

少なくとも登記されている所有者の住所地に、本人または相続人が居るかの確認は、土地家屋調査士としての責務であると考えられますので、関係者がいた場合には滅失の登記を促していただき、対応して頂けない時には、その旨を調査報告書に記載する対応をお願いします。また、関係者がいない場合にも、その旨を調査報告書に記載して下さい。

<登記申請書類の補正について>

以前からお願いしていますが、申請情報及び添付情報で補正が多く、特に申請情報においてオンライン申請の場合、登記システムに移行できず、内容を手入力しなければなりません。申請前に再度読み合わせ等をお願いします。

令和2年10月23日付でホームページに掲載されている「不動産登記の申請情報への記載する登記事項について」を参照願います。

<登記に関する照会について>

これも以前からお願いしていますが、法務局への登記に関する相談については、資格者本人が行っていただきたい。

資格者ならば判ることではないかと思われる事案を補助者が相談に来るそうです。まずは書籍・先例・通達など調べた上で、自身の意見をもって法務局へ照会して下さい。